

## >>> 銚子市指定給水装置工事事業者 <<<

※市内業者のみ掲載しています。  
(全事業者名は水道局ホームページに掲載)

事業者名	所在地	電話番号	事業者名	所在地	電話番号
(株)野口工業	新地町 1489	22-0043	伊藤水道(株)	長塚町 5-2787	23-0362
(有)辻電業社	唐子町 33-5	22-2147	(有)コーチ設備	上野町 241-12	25-8533
(株)藤本設備	栄町 1-1456	22-1207	石毛商事(株)	芦崎町 371	33-2335
(株)中根工務店	長塚町 3-258-2	24-7511	川口住設工業	松岸町 3-329-1	24-2527
(株)シラト設備	新生町 2-22-4	24-4123	外川燃料設備	榊町 3440-6	24-2292
和光設備(株)	東芝町 1-7	23-3245	常盤燃料	植松町 2205	23-6107
(株)嘉平屋設備	芦崎町 116	33-0068	(有)コバヤシ	松岸町 1-94	25-6741
(有)大川水道設備	川口町 2-6397	22-3572	下谷設備	小浜町 1698	23-8541
清永建設(株)	桜井町 472	30-1919	(株)飯田富蔵商店	陣屋町 4-11	22-1714
(有)山平商店	高田町 3-774	33-0029	銚子簡易ガス事業協同組合	唐子町 371-30	23-5711
銚子燃料(株)	松岸町 3-383	22-0961	(有)節工業	黒生町 7353-3	25-6772
(有)沼橋管工設備	高神西町 548	23-2588	保立電気店	内浜町 1548	22-5893
(有)三東建設	大橋町 15-5	23-6450	宮銀水道設備	新生町 1-122	22-0007
小原設備	春日町 3138-6	22-4833	建築工業	長塚町 4-933-3	24-9546
明成設備(株)	和田町 6-1	22-1011			

平成 30 年 7 月 1 日現在

◎ ご家庭の水道工事は、銚子市指定給水装置工事事業者にご相談ください。

### 水道利用加入金の改定

水道利用加入金は、水道を新しくひかれる方や水道メーターの口径を大きくする方に、口径に応じた額をご負担いただく制度です。

水道メーターの口径を変更する場合の加入金は、新旧口径の差額となります。

今回の改定により、すでに取り付けている13ミリメートルの水道メーターを20ミリメートルに増口径する場合は、差額のご負担なしで水道メーターの取り換えができます。

※工事代金が別途かかります。指定工事事業者にご相談ください。

水道メーターの口径	水道利用加入金の額 (税抜)	
	改正前	改定後
13ミリメートル	45,000円	98,000円
20ミリメートル	98,000円	同左
25ミリメートル	190,000円	同左
40ミリメートル	591,000円	同左
50ミリメートル	1,100,000円	同左
75ミリメートル	2,550,000円	同左
100ミリメートル	4,920,000円	同左
150ミリメートル	14,745,000円	同左

※平成 30 年 4 月 1 日以後の給水装置工事申込み分から適用